带広市地域防災計画 (一般災害対策編) 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考
第1章		第3節 計画の効果的促進	自助、共助、
	新設	災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を	公助による
1頁		最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとし	減災の取り
		ても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少な	組みによる
		くなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。	効果的な促
		防災対策は、自助(市民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市	進について
		民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。)及び公助(道、市及び	追記
		防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよ	
		う、市民等並びに道、市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働に	
		より着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主	
		体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災思想・知識の 普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければな	
		<u>育及・各先及の例次教育の推進により、例次息職の同工を図りなければな</u> らない。	
		<u>りない。</u> また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施によ	
		り地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等にお	
		ける女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多	
		様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。	
		この計画とあわせて「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、	
		安全なまちづくりを推進する。	
第1章			
第3節	第3節 計画の基本方針	第4節 計画の基本方針	
1頁			
第1章			
第4節	第 <u>4</u> 節 用語	第 <u>5</u> 節 用語	
1頁			
第1章	等に第一割面の修工	第6 第一卦画の 核 工	
第5節 1頁	第 <u>5</u> 節 計画の修正 市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加	第 <u>6</u> 節 計画の修正 市防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより市計画に随時検討を	
I ↓ ↓ ↓	一	加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、	
	れを修正するものとする。	これを修正するものとする。	
	1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。	1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したと	
	2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とすると	1 住名、個份の危機に行べ「所面が住名工品の失態と有じ、過能したと	
	き。	- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とする	
	3 国の防災基本計画の修正が行なわれたとき。	とき。	道協議の見
	4 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。	3 国の防災基本計画の修正が行なわれたとき。	直し
	なお、軽微な修正(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数	4 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。	(取扱いの変
	量的な変更等) については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の採	なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものと	更)
	決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。	<u>する。</u>	

第1章 第6節 3頁

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務	①災害時における主要食糧の応急供給に関すること。
所	②災害 <u>応急飼料対策</u> に関すること。
帯広地域センタ	
<u> </u>	

4 北海道

機関名	事務又は業務
	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、 災害予防措置を講ずること
十勝総合振興局(地域政策部)(建設管理部)(保健環境部)(森林室)	災害予防措置を講ずること。 ③災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ④市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑤自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑥管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑦水防技術の指導に関すること。 ⑧災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑨十勝地区林野予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務	①災害時における応急用食料の調達及び供給に関する
所	こと。
帯広地域センタ	②災害における応急飼料の調達及び供給に関するこ
<u> </u>	と。

北海道農政 事務所の業 務に合わせ た修正

4 北海道

北海道業務 に合わせた 追記 第1章 第6節 5頁

7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、 7 指定地方公共機関 輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定する もの)

	(b)
機関名	事務又は業務
帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急 医療に関すること。
(社)十勝歯科医 師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(社) 北海道薬剤 師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(社) 北海道獣医 師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送 ㈱帯 広放送局 札幌テレビ放送㈱ 帯広放送局 北海道テレビ放送 ㈱帯広支社 北海道文化放送㈱ 帯広支社	①予報(注意報を含む)、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改 良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
<u>(社)十勝地区</u> バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(社)十勝地区 トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊 急輸送に関すること。
北海道警備業 協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(社) 北海道 LP ー ガス 協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行う
	こと。

7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガ ス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指 定するもの)

	(正するもの)
機関名	事務又は業務
(一社)帯広市医	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急
師会	医療に関すること。
(一社)十勝歯科医	①災害時における歯科医療活動に関すること。
師会	
(一社)北海道薬	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行う
剤師会十勝支	ت المارين الم
部	
(公社) 北海道獣医	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
師会十勝支部	
北海道放送 ㈱帯	①予報(注意報を含む)、警報並びに情報、被害状況等
	に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこ
札幌テレビ放送㈱	と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と、一と
帯広放送局	<u> </u>
北海道テレビ放送	
機帯広支社	
北海道文化放送㈱	
帯広支社	
市丛文社	
	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこ
帯広ガス(株)	
	②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行う
帯広市土地改	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
良区	
(一社)北海道バ	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関する
ス協会	こと。
(一社)十勝地区	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊
トラック協会	急輸送に関すること。
(一社)北海道警備	
業協会帯広支部	すること。
(一社)北海道 L	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこ
<u>P ガス協会</u> 十	と。
勝支部	②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行う
	こと。

第1章 第7節

6頁

第7節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開することが必要であるため、市民及び事業所の基本的責務を次のとおり定める。

1 市民の責務

地域において、素早く確実な安否確認が行なうとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から災害への備えを行い、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 飲料水、食糧等の家庭内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等 の習得
- ⑥ 災害時要援護者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成

2 事業所の責務

従業員及び施設利用者の安全確保を図るとともに、経済活動の維持、地域 住民への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動 の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアルの作成
- ② 従業員の安全の確保
- ③ 施設利用者の安全の確保
- ④ 防災体制の整備
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第8節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させる必要があり、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開することが必要であるため、市民及び事業所の基本的責務を次のとおり定める。

防災基本計画の修正に 伴う追記(防 災教育の強 化)

1 市民の責務

地域において、素早く確実な安否確認が行なうとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から災害への備えを行い、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等 の習得
- ⑥ 災害時要援護者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成

2 事業所の責務

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動 の維持、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十 分に認識し、道、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協 力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。 (事業所の責

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアルの作成
- ② 従業員の安全の確保
- ③ 施設利用者の安全の確保
- ④ 防災体制の整備
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 地域で行う防災対策への協力

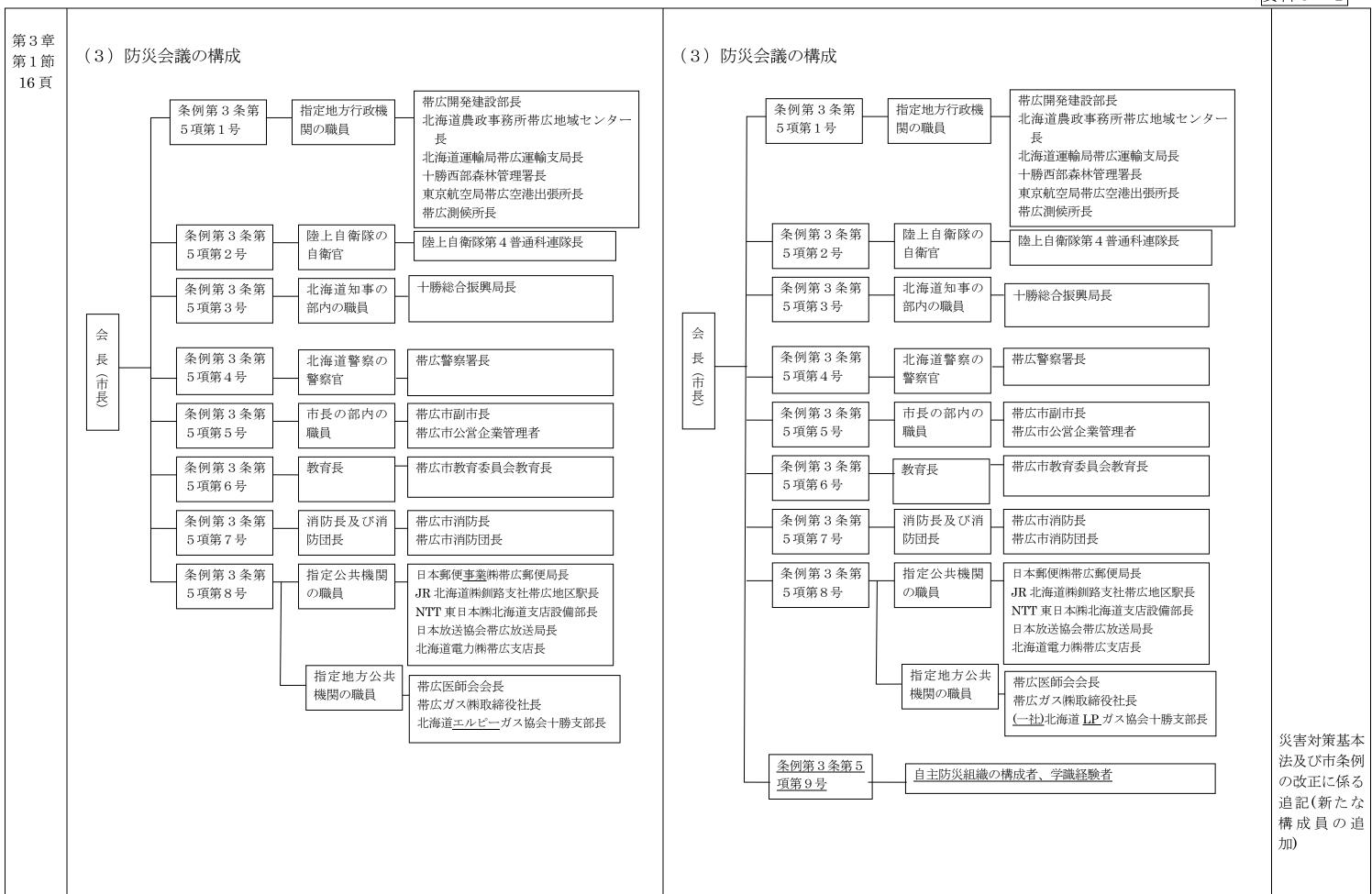
(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導

具体的な内容の記述 (道地域防災 計画に準拠)

災害対策基 本法の改正 に伴う追記 (事業所の責 務)

		 ④ 従業員及び施設利用者の救助 ⑤ 初期消火活動等の応急対策 ⑥ 地域での初期消火活動・救出・救護等の協力 ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献 	
第3章 第1節 15頁	第3章 防災組織 第1節組織計画 本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、 <u>帯広市災害対策本部</u> を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。 また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。	第3章 防災組織 第1節組織計画 本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。	
	1 帯広市防災会議 (1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第 16 条第 6 項の 規定に基づく帯広市防災会議条例(昭和 38 年 4 月 1 日条例第 1 号)第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、本市における災害 に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害 情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行うものである。	1 帯広市防災会議 (1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規 定に基づく帯広市防災会議条例(昭和38年4月1日条例第1号)第3条 第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務として は、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任 務とするものである。	



英 0 支	第2節 非常配備態勢				第2節 非常配例	 請態勢					
第3章	1 非常配備態勢の種類と基準			1 非常配備態勢	1 非常配備態勢の種類と基準						
安 0 年	「非常配備の種類と配備基準」			「非常配備の種類	「非常配備の種類と配備基準」						
第2節	水害、一般災害関係(地震災害を除く。)				水害、一般災害闘	水害、一般災害関係(地震災害を除く。)					
00 五	··· 省略···				… 省 略 …					改正に伴う追記	
20 頁	種 別		<第 3 種 非 常	配備態	勢>	種別		<第 3 種 非	常配備態勢	>	記 (新たに特別
		(1) 市全域にわ	たり甚大な被害をもたら	す災害が発生し	、、または発生するおそれ		(1) 気象業務法	に基づく気象、地象	及び水象に関する特別警	警報を受けたとき。	
	配備基準	があるとき。				配備基準	(2) 市全域にわ	たり甚大な被害をも	たらす災害が発生し、	または発生するおそれ	警報を追加)
							があるとき。				
	…以下省略…	…以下省略				…以下省略…	…以下省略	•••			
		,,, <u></u>					,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , 				
	第3節 帯広市	災害対策本部	**************************************	_			災害対策本部	40717 o /=	٠_ کے حات		
第3節			部班の編成内領			別表 2	-	部班の編		ᄧᇋᆂᄁᅋ	\neg
30 頁	部 名	部長	班 名	班	長 班に属する		部 長	班名	班長	班に属する課	_
	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省 略 …			… 省略…	… 省 略 …	… 省 略 …			_
			… 省 略 …					省 略			
	 市民環境部	市民環境部長	…				市民環境部長	… 有 哈 …			
	川氏塚児叩	川氏垛児副文	環境保全班	環境課長	環境課	—— 川 川	川氏垛塊即文	環境保全班	環境都市推進課長	長 環境都市推進課	□ 市の機構改革
				<u> </u>	<u> </u>			块块床土斑		中島地区振興室	
			… 省 略 …							一一一一一	による変更
	… 省 略 …	… 省 略 …	… 省略…					… 省略…			_
						省略…	… 省 略 …	… 省 略 …			
33 頁	別表3	_	各部班の所掌			別表 3	T	各部班の			_
	部名	班 名		<u>新</u> 事	務	部名	班名		所 掌 事	務	_
		… 省 略 …	… 省 略 …				… 省 略 …	… 省 略 …			
									Laboration III de la company		_
			1 被災世帯、被災住	家の被害状況の	D調査に関すること。	60 7tz ±0			皮災住家の被害状況の調	査に関すること。	罹災照明の所
	総務部	家屋調査第1		HH) 😅 .)		総務部	家屋調査第1		発行に関すること。		管事務の追記
		班	2 その他特命事項に	関すること。			班	<u>3</u>	事項に関すること。		
							415 m4s	(IA) mfr			_
	(IA m#	Ala mt	Ala mer								
	… 省 略 …	… 省略…	… 省 略 …				… 省 略 …	… 省 略 …			
	… 省略…	… 省 略 …	… 省 略 …			省 略	… 省 略 …	…			
25 百				花 	ਜ ੇ ਤ ੀਟ			… 省 略 …	正 告 审	<u></u>	<u> </u>
35 頁	部名	班名	月	所 掌 事	事務	部名	班名		所 掌 事	務	
35 頁		班 名 … 省 略 …	… 省略…	所 掌 事	事務		班 名 … 省 略 …	… 省略…	所 掌 事	務	
35 頁	部名	班 名 ···省略··· ···省略···	··· 省略··· ··· 省略···	所 掌 事	事務	部名	班名		所 掌 事	務	「食糧」は、
35 頁	部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略···	···· 省略··· ···· 省略··· ···· 省略···			部 名 … 省略 …	班 名 … 省 略 …	… 省略…	所 掌 事	務	穀物に限定さ
35 頁	部名	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班	 ・・・・省略・・・ ・・・・省略・・・ ・・・・省略・・・ (3) 食糧、生活物資の 			部名	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班	···省略··· ···省略··· ···省略··· (3) <u>食料</u> 、生活	所 掌 事 一 変 事 一 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変	務	
35 頁	部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班 ···省略···	 が省略… が省略… が省略… (3) 食糧、生活物資の が省略… 			部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略···	… 省略 省略 省略…		務	穀物に限定さ
35 頁	部 名 … 省 略 …	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班	 ・・・・省略・・・ ・・・・省略・・・ ・・・・省略・・・ (3) 食糧、生活物資の 			部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班	···省略··· ···省略··· ···省略··· (3) <u>食料</u> 、生活		務	製物に限定されるとの誤解
35 頁	部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略··· ···省略··· 第2救護班 ···省略···	 が省略… が省略… が省略… (3) 食糧、生活物資の が省略… 			部 名 … 省略 …	班 名 ···省略··· ···省略··· 第2救護班 ···省略···	···省略··· ···省略··· (3) 食料、生活 ···省略···		務	穀物に限定されるとの誤解を招くため

第3章 第4節 気象業務に関する計画

第4節 2 注意報、警報及び火災気象通報

- 41頁 1)注意報、警報の種類、発表基準及び伝達
 - ア 一般向けのもの
 - (ア) 種類及び発表基準
 - … 省 略 …
 - (b) 気象警報(別表参照)

	仅 (27)2(多)(()
暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると子
	想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると 予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予 想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予 想される場合

43 頁

イ 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる 種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。 その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(ア) 種類

, .— ,,,	
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
… 以下省略…	…以下省略…

第4節 気象業務に関する計画

- 2 注意報、警報及び火災気象通報
- 1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達
 - ア 一般向けのもの
 - (ア) 種類及び発表基準
 - … 省 略 …
 - (b) 気象警報(別表参照)

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると 予想される場合
暴風特別警報	<u>暴風によって重大な災害が起こるおそれが著し</u> く大きいと予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがある と予想される場合
暴風雪特別警 報	<u>暴</u> 風雪によって重大な災害が起こるおそれが著し く大きいと予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると 予想される場合
大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく 大きいと予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると 予想される場合
大雪特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく 大きいと予想される場合

イ 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる 種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。 その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(ア) 種類

水防活動原	用気象注意報	大雨注意報
水防活動原	用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動原	用高潮注意報	高潮注意報
… 以	下省略…	…以下省略…

気象業務法の 改正に伴う追 (新たに特別 警報を追加)

第3章 第4節 46頁 別表

注意報発表基準(基準値はいずれも予想値)

任息報先衣奉中(奉中直は1、1940年)										
注 意 報 名		基準								
大雨	雨量基準	1 時間雨量 25mm								
N. I.	土壌雨量指数基準	<u>76</u>								
	雨量基準	_								
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=14、売買川流域=12								
	複合基準	_								
強風	平均風速	12m/s								
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う								
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m								
雷	落雷等により被害が予想される場合									
融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計									
濃霧	視程	200m								
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%									
なだれ	①24 時間の降雪の	深さ 30cm以上								
12/240	②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上									
	4・5・10月:(最低	氐気温)平年より5℃以上低い								
低温	11~3月 : (最低	氐気温)平年より8℃以上低い								
	6~9月 : (平均気	[温]平年より4℃以上低い日が2日以上継続								
霜	最低気温3℃以下									
着氷										
着雪	気温0℃くらいで、	強度並以上の雪が数時間以上継続								

警報発表基準(基準値はいずれも予想値)

警 幸	日 名	基準						
大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量 40mm 平坦地以外:1時間雨量 45mm					
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	<u>102</u>					
		雨量基準	_					
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=17、売買川流域=15					
		複合基準	_					
暴風		平均風速	20m/s					
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う					
大雪		降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 40 c m						

別表

注意報発表基準(基準値はいずれも予想値)

注 意 報 名		基準					
大雨	雨量基準	1 時間雨量 25mm					
/ KRI	土壤雨量指数基準	<u>78</u>					
	雨量基準	_					
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=14、売買川流域=12					
	複合基準	_					
強風	平均風速	12m/s					
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う					
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m					
雷	落雷等により被害が予想される場合						
融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計						
濃霧	視程	200m					
乾燥	最小湿度 30% 実	効湿度 60%					
なだれ	①24 時間の降雪の	深さ 30cm以上					
12/240	②積雪の深さ 50 c	m以上で日平均気温 5℃以上					
	4・5・10 月:(最低	氐気温) 平年より5℃以上低い					
低 温	11~3月 : (最低	氐気温)平年より8℃以上低い					
	6~9月 : (平均気温)平年より4℃以上低い日が2日以上継続						
電相	最低気温3℃以下						
着氷							
着雪	気温0℃くらいで、	強度並以上の雪が数時間以上継続					

警報発表基準(基準値はいずれも予想値)

青												
警	报 名		基準									
大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量 40mm 平坦地以外:1時間雨量 45mm									
	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	<u>117</u>									
		雨量基準	_									
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=17、売買川流域=15									
		複合基準	_									
暴風		平均風速	20m/s									
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う									
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40 c m									

特別警報発表基準

<u> </u>										
特 別 警 報 名	<u>基 準</u>									
	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予									
<u>大雨</u>	想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯									
	低気圧により大雨になると予想される場合									
目団	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風									
<u>暴風</u> 	が吹くと予想される場合									
目目示	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を									
<u>暴風雪</u>	伴う暴風が吹くと予想される場合									
<u>大雪</u>	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合									

			貸料3-1
第4章	第4章 予防計画	第4章 <u>災害</u> 予防計画	他章(災害応
	本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。	本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。	急対策計画 等) とあわせ る。 自助・共助・
	第4章の構成の変更	第4章の構成の変更	公助の役割 分担から再
	第 4 章 予防計画 第 1 節 水害予防計画 第 3 節 雪害予防計画 第 4 節 融雪災害予防計画 第 5 節 土砂災害の予防計画 第 6 節 建築物災害予防計画 第 7 節 消防計画 第 8 節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備 第 9 節 避難体制整備計画 第 10 節 災事時要援護者対策計画 第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画 第 12 節 積雪・寒冷対策計画	第 4 章 <u>災害</u> 予防計画 <u>第 1 節</u> <u>防災思想</u> <u>知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画(第 10 章から)</u> 第 2 節 自主防災組織の育成等に関する計画(第 11 節から) 第 3 節	整理

第4章	第 <u>1</u> 節	水害	予防計画	画								第 <u>1</u> 1		水害予防	方計區	<u> </u>								
第1節 49頁		→ k rt (5		総関目の	11511年高1	備と態勢	L					(9)	→k 13°	方(消防)	松料		: 一一	きし 能熱	4					
4 <i>0</i> A	種類	配 1 大	備 雨警報、	の、洪才	時ぐ警報が	開 期 発表さ より、消	配 1	備 水位の よど状況				種類	1	が 配 休 で 横 大雨警 れ、又は?	银、 沒	の 供水警	時報が多	期 巻表さ	配 1	備 水位の ₋ ど状況!				
	待機	防職 ある	員、団員 と認め7	員を待 たとき	機させ な。	る必要が 報(待機)	重文	ん かできる けし待機 消防団	よう非i を指示 ^っ	直の職員 する。	 ほ	 待 機	7	防職員、国 あると認る 十勝川、	団員を めたる	と待機 とき。	させる	必要が	動 対	できる。し待機消防団	よう非 を指示	直の職 する。	員に	
	第一非常	が発 3 北	表される	たとき 事が。	C 0	認めて指	\ \[\]	間長及び ン、水位 らなど、	少数の[の上昇7	団員に対 が予想さ	され	第一非常	3	が発表され 北海道 示したと	れた。知事	とき。			団し	長及び 、水位 ⁽ など、 ⁽	少数の の上昇	団員に が予想	対しされ	
	配備)						に 万 3 に	出動で する。 分団長 関する	きるよ は、担 警戒を2	う待機を 当水防区 テう。	を指 区域	配備							に 示 3 に	出動で する。 分団長/ 関する	きるよ は、担 警戒を	う待機 当水防 行う。	を指	
	準備 (第二非	れ、 防活 き。	又は河川動の準位	等の 備が必)状況に 公要と認	発表さ より、水 ぬたと 報(準備)		必要に なび団員の 後材等を行 がまま施	を招集 整備、 い、直で	し、水® 水防隊の ちに水®	方資 D編 方活	準備(第二指	3	大雨警報 れ、又はれ 防活動の過 き。 十勝川、	可川等 集備之	等の状 が必要	況によ	こり、水 ひたと	及機成	必要に成び野人の野人の野人の野人の野人の野人の野人の野を大いを実施している。	を招集 整備、 ハ、直	し、水 水防隊 ちに水	:防資 その編 :防活	
	非常配備)	が発 3 北 示し	表された 海道知 たとき。	たとき 事が必	く。 公要と認	めて指	78) ₀				非常配備)	3	が発表され 北海道第 示したと	れたる 和事が き。	とき。 が必要	こと認め	りて指	る	0				
	出動(第	表さ の他	れ、又にの状況に	は雨量により	上水位、)、堤防(情報が発 流量、そ の水が溢 があると	第 注 出	職員及 し、水 出動させ く防活動	防隊を総 、現地/	扁成の う	うえ、	出動(第	7	大雨警察 監警戒情報 水位、流量 是防の水を	- 報が多 よ、そ	発表さ の他 <i>0</i>	れ、又の状況に	<u>ー</u> くは雨量 により、	集出	職員及でし、水原 し、水原 動させ、 防活動を	方隊を 現地	編成の パトロ	うえ、	気象業務法の 改正に伴う追 記
	(第三非常配備)	が発 3 北	表され	とき。 事が必		報(出動)						(第三非常配備)	2 3	それがある 十勝川、 が発表さる 北海道会 示したと	るとき 札内 れとき 和事	き。 刃川水 き。	防警報	(出動)						(新たに特別 警報を追加)
第4章 第2節 59頁	第 <u>2</u> 節	· 風害·	予防計画	画								第 <u>12</u>	<u>2</u> 節	風害予防	方計画	画								
60 頁	第 <u>3</u> 節	雪害·	予防計画	画								第 <u>13</u>	<u>3</u> 節	雪害予阪	方計回	画								
第4章 第4節 66頁	第 <u>4</u> 節	融雪:	災害予隊	坊計画	Ī							第 <u>1</u> 4	<u>1</u> 節	融雪災害	手予防	方計画	İ							

第4章 67 頁

第5節 第5節 土砂災害の予防計画 1 予防対策

地すべり危険区域

(平成23年2月現在)

近り、プロ灰色域	4					(—) ;	$\chi 20 + 2 \gamma$	
危険区均	或の現況		法令	等における	指定状況	整備	計画	
地区名	場所	危険区 域面積 (ha)	指定機関	法令名	指 定 年月日	実施機関	摘要	備考
第二・五線沢川	岩内町	1				北海道	一部施工	
五線沢線沿地 域	岩内町	30				北海道	一 部 施 工	
岩内地区	岩内町	0.5				北海道	一部施工	

急傾斜地崩壊危険区域 (平成 23 年 2 月現											
危険区域	或の現況		法令	等における	指定状況	整例	#計画				
		危険区	指								
地区名	場所	域面積	定	法令名	指 定	実施機	摘要	備	考		
	101	(ha)	機	12 17-11	年月日	関	1回 女				
			関								
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道					
岩内仙峡	岩内町					北海道					
レストハウス											
川西7号	川西町					北海道					
拓成	拓成町					北海道					
西岩戸	岩内町					北海道					

十石流危険区域

(平成23年2月現在)

上有600百次区域												
	危険	区域の	整備	計画								
区 域 名	水系名	河川名	渓 流 名	実施機関	摘要	備考						
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工							
岩内町	十勝川	戸蔦別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工							
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋の沢川	北海道								
拓成町	十勝川	戸蔦別川	ピリカペタヌ沢川	北海道								
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋西の沢川	北海道								
拓成町	十勝川	戸蔦別川	川西発電所の沢川	北海道								

第4章

68 頁

第6節 第6節 建築物災害予防計画

第15節 土砂災害の予防計画 1 予防対策

地すべり危険区域削除

急傾斜地崩壊危険区域

り危険区域は 確認されてい ないことから 削除

現在、地すべ

(平成 25 年 10 月現在)

時点修正

危険区域	或の現況		法令	等における	5指定状況	整例				
地区名	場所	危険区 域面積 (ha)	指定機関	法令名	指定 年月日	実施機関	摘	要	備	考
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道				
岩内仙峡	岩内町					北海道				
レストハウス										
川西7号	川西町					北海道				
拓成	拓成町					北海道		•		
西岩戸	岩内町					北海道				

土石流危険区域

<u>(平成 25 年 10 月現在)</u>

	整備					
区 域 名	水系名	河川名	渓 流 名	実施機関	摘要	備考
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工	
岩内町	十勝川	戸蔦別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工	
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	ピリカペタヌ沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋西の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	川西発電所の沢川	北海道		

第9節 建築物災害予防計画

第7節 消防計画 第4章

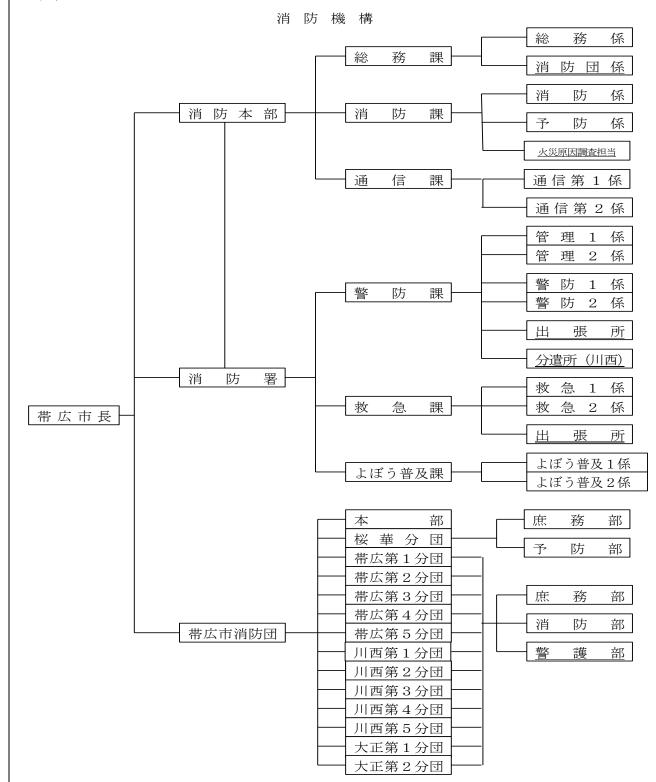
第7節 1 組織計画

(2) 非常時の組織機構 69 頁

> 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の 諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第11条第9号の規 定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。

72 頁

別表1



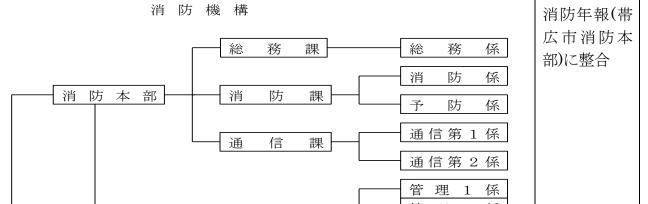
第10節 消防計画

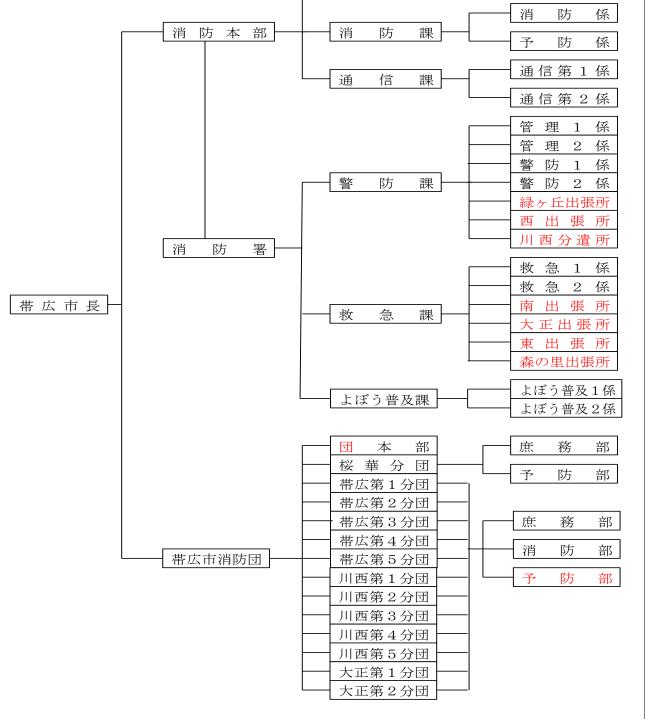
1 組織計画

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等 の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第8条第1号の | 訂正 規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。

別表 1





第4章 第7節

73 頁

別表 2 現有施設状況

(1) 庁舎

所 在 地				
西6南6				
西6南6				
緑ヶ丘東通西1				
西19北1				
西 17 南 41				
大正本町西1				
東7南11				
西 22 南 4				
清川町2-128				

	名	称	所 在 地
	寸	本 部	西6南6 消防本部内
	帯	第1分団	東7南11 東出張所内
帯	広	第2分団	西 17 南 41 南出張所内
	,,,	第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
広	地	第4分団	西4北2 北福祉センター内
	域	第5分団	西 23 南 1
市	Ш	第1分団	川西町西2-9
2214	第2分団		上帯広町西 1 - 76
消		第3分団	広野町西2-149
17-1-	地	第4分団	清川町西2-128 川西分遣所内
防	域	第5分団	上清川町西 1 - 183
団	大正	第1分団	大正本町西 1 大正出張所内
	大正地域	第2分団	愛国町基線 41-85

別表 2 現有施設状況

(1) 庁舎

` -	<u>/ / ᠯ </u>	
	名 称	所 在 地
	消防本部	西6 <u>条</u> 南6 <u>丁目3-1</u>
	消防署	西6 <u>条</u> 南6 <u>丁目3-1</u>
	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
	西出張所	西 19 条北1 丁目 6 - 5
	南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9
	大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
	東出張所	東7 <u>条</u> 南11 <u>丁目1-3</u>
	森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3
	川西分遣所	清川町西 2 <u>線 128-10</u>

	名	称	所 在 地
	団 本 部		西6条南6丁目3-1 消防本部内
		<u>桜華分団</u>	西6条南6丁目3-1 消防本部内
帯	帯	第1分団	東7 <u>条</u> 南11 <u>丁目3-1</u> 東出張所内
	広	第2分団	西 17 <u>条</u> 南 41 <u>丁目 5 - 9</u> 南出張所内
広	<i>,</i> ,	第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
	地	第4分団	西4 <u>条</u> 北2 <u>丁目5-1</u> 北福祉センター内
市	域	第5分団	西 23 条南 1 丁目 101
	Ш	第1分団	川西町西 2 線 59-43
消	西	第2分団	上帯広町西 1 <u>線 76-5</u>
		第3分団	広野町西 2 <u>線 149-6</u>
防	地	第4分団	清川町西 2 <u>線 128-10</u> 川西分遣所内
	域	第5分団	上清川町西 1 線 183-21
団	大正:	第1分団	大正本町西1条1 <u>丁目2-3</u> 大正出張所内
	地域	第2分団	愛国町基線 41-85

消防年報(帯 広市消防本 部)に整合

消防年報(帯 広市消防本 部)に整合 及び時点修

第4章	(2)	消防職員・団員及び消
第7節 74頁		人員・ <u>機械</u> 、
	本部	・署・団
		消防本部
		消防署直轄
	+	緑ヶ丘出張所
	本部	西出張所
	署	南出張所 大正出張所
	」	東出張所
	וולל	森の里出張所
		川西分遣所
		小計
		団本部
		帯広第1分団
	帯	帯広第2分団
	広	帯広第3分団
	市消	帯広第4分団
	防	帯広第5分団
	団団	川西第1分団
		川西第2分団 川西第3分団
		川西第4分団
		川西第5分団
		大正第1分団
		上て然の八団

(2)	(2) 消防職員・団員及び消防機械										
						機		柞	戒		
本部・	人員・ <u>機械</u> ・署・団	職員団員数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	梯子車	屈折梯子車	化学車	救助工作車	救 急 車	その他車両	合計
	消防本部	<u>43</u>								4	4
	消防署直轄	<u>85</u>	1	1	1	1		1	2	<u>5</u>	<u>12</u>
	緑ヶ丘出張所	12	1								1
本部	西出張所	12					<u>1</u>				1
•	南出張所	26	<u>2</u>						1	1	<u>4</u>
署	大正出張所	12	1						1		2
所	東出張所	20	1						1		2
	森の里出張所	20					1		1		2
	川西分遣所	2								1	1
	小計	<u>232</u>	6	1	1	1	<u>2</u>	1	6	<u>11</u>	29
	団本部	<u>20</u>									0
	帯広第1分団	<u>30</u>		1							1
帯	帯広第2分団	<u>28</u>		1							1
広	帯広第3分団	<u>26</u>		1							1
市	帯広第4分団	<u>21</u>		1							1
消	帯広第5分団	<u>28</u>		1							1
防	川西第1分団	26	1								1
寸	川西第2分団	<u>26</u>	1								1
	川西第3分団	26	1								1
	川西第4分団	<u>26</u>	1								1
	川西第5分団	<u>21</u>	1								1
	大正第1分団	<u>45</u>	1								1
	大正第2分団	<u>30</u>	1								1
	小計	353	7	5							12
	合 計	<u>585</u>	13	6	1	1	2	1	6	<u>11</u>	41

(2)	消防職員・団員	及び消	防 <u>車</u> 両	<u>ī</u>									
					<i>†</i>	幾		械	÷ ·				
本部	人員・ <u>車両</u> ・署・団	職員団員数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車	高規格救急車	指揮車	その他車両	合計
	消防本部	45										4	4
本部	本 署	82	1	1		1	1	<u>1</u>	1	2	<u>1</u>	4	<u>13</u>
•	緑ヶ丘出張所	12	1										1
・本署・出張所	西出張所	12	1										1
•	南出張所	26	<u>1</u>		<u>1</u>					1			<u>3</u>
出張	大正出張所	12	1							1			2
	東出張所	20	1							1			2
分	森の里出張所	20						1		1			2
分遺所	川西分遣所	2										1	1
	小計	<u>231</u>	6	1	1	1	1	2	1	6	<u>1</u>	9	29
	団 本 部	<u>6</u>											
	桜華分団	<u>21</u>											
帯	帯広第1分団	<u>29</u>		1									1
広	帯広第2分団	<u>22</u>		1									1
市	帯広第3分団	<u>22</u>		1									1
消	帯広第4分団	<u>34</u>		1									1
防	帯広第5分団	<u>30</u>		1									1
寸	川西第1分団	26	1										1
	川西第2分団	<u>25</u>	1										1
	川西第3分団	26	1										1
	川西第4分団	<u>25</u>	1										1
	川西第5分団	<u>19</u>	1										1
	大正第1分団	<u>42</u>	1										1
	大正第2分団	<u>26</u>	1										1
	小計	353	7	5									12
	合 計	<u>584</u>	13	6	1	1	1	2	1	6	<u>1</u>	<u>9</u>	41

時点修正

第4章 第7節

75 頁

(3)水 利

(= / / 4 / 1 -					
		基数	合 計		
消火栓	公設	<u>1743</u>	1091		
何久住 	私設	88	<u>1831</u>		
防火水槽	公設	<u>44</u>	196		
	私設	<u>82</u>	<u>126</u>		
井 戸	公設	44			

※平成24年12月31日現在

(3)水 利

		基数	合 計	
消火栓	公設	<u>1744</u>	1832	
相外性	私設	88	1002	
防火水槽	公設	<u>47</u>	190	
りりつく小竹	私設	<u>83</u>	<u>130</u>	
井戸	公設	44		

※平成25年9月30日現在

第4章 第8節

76 頁

第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時においては、時間の経過とともに食糧等をはじめ様々な物資の確保や応 急資機材が必要となってくる。

… 省 略 …

1 食糧等の確保

(1) 市は、予め食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結する など、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努めるものと する。

また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努 めるものとする。

(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2~3日分の食糧 及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

(2)農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者 トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全 を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所ごとに 防災資機材、及び非常用食糧等の整備に努めている。

77頁 3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみ で備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性 から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については 具体的対策が不可欠である。

さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されること から、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食糧や応急 物資の確保に万全を期しているところである。

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や 応急資機材が必要となってくる。

… 省 略 …

1 食料等の確保

(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結す るなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるも のとする。

また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に 努めるものとする。

(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及 道地域防災 び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を 行うものとする。

計画に準拠

2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

(2)農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業 者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の 万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所 ごとに防災資機材、及び非常用食料等の整備に努めている。

3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市の みで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域 特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保につい ては具体的対策が不可欠である。

さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されるこ とから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や 応急物資の確保に万全を期しているところである。

ため「食料」 と表記

「食糧」は、

穀物に限定

されるとの

誤解を招く

			¥料3-1
第4章	(1)企業・団体との優先供給協定等の締結状況	(1)企業・団体との優先供給協定等の締結状況	
第8節	協定の名称 協定締結企業・団体名称 協定締結年月日	協 定 の 名 称 協定締結企業・団体名称 協定締結年月日	
77 頁	… 省略 省略 省略…	… 省略 省略 省略…	
	災害時における石油類等の優先供給 に関する協定 帯広地方石油業協同組合 平成 24 年 6 月 4	日 災害時における石油類等の優先供給 に関する協定 帯広地方石油業協同組合 平成 24 年 6 月 4 日	
	災害時におけるレンタル機材の優先 供給に関する協定	日 災害時におけるレンタル機材の優先 供給に関する協定 北海道建設機械レンタル 協会帯広支部 平成 24 年 11 月 9 日	
		災害時における飲料の供給に関する 協定 (株)伊藤園 平成 25 年 6 月 7 日	協定企業の 追加
		災害時における畳の供給に関する協定 (株)	
第4章 第9節 80 頁	第 <u>9</u> 節 避難体制整備計 4 避難計画 (1)避難計画	第 <u>6</u> 節 避難体制整備計画 4 避難計画 (1)避難計画	
	 ・・・省 略 ・・・ オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア)給水、給食措置 (イ)毛布、寝具等の支給 (ウ)衣料、日用必需品の支給 (エ)負傷者に対する応急救護 ・・・・省 略 ・・・・・・・ (2)防災上重要な施設の管理等 ・・・省 略 ・・・・・・・・ オ 保健、衛生及び給食等の実施方法 	 ・・・省略・・・ オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア)給水、給食措置 (イ)毛布、寝具等の支給 (ウ)衣料、日用必需品の支給 (工)暖房及び発電機用燃料確保 (オ)負傷者に対する応急救護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	燃料の確保 について追 記
第4章 第10 第 82 頁		協議 等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協力し 議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制	災害対策基 本法の改正 に伴う追記 (新たな避難 行動要支援

第4章 第10節 82頁

- <u>イ</u> 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。
- <u>ウ</u> 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に

努めること。

<u>工</u> 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態 様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。

83 頁

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な<u>食糧</u>、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

2 援助活動

(2) 避難所等への移送

災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。

- ア 避難所への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

- (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲
- (イ) 要援護者台帳作成に関する関係部署の役割分担
- (ウ) 要援護者台帳作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 要援護者台帳の更新に関する事項
- イ 平常時における要援護者台帳情報の提供

平常時における要援護者台帳情報の提供については、要援護者台帳に記載されている者のうち、災害時要援護者の同意を得ている者の要援護者台帳情報とし、「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員とする。

ウ 要援護者台帳情報を提供する場合の配慮

要援護者台帳情報の漏えい防止のため、必要な措置を要援護者台帳情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。

- <u>工</u> 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。
- <u>オ</u> 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。

- <u>カ</u> 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態 様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。
- キ 災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むこと。
- (2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

2 援助活動

(2) 避難所等への移送

災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。

- ア 避難所若しくは福祉避難所への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

第4章 第11節

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

1 地域住民による自主防災組織

84 頁

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結 して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等災害時要援護 者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るも のとする。

2 事業所等の防災組織

多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及 び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図 るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、 積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とし た組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要である ことから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところであ

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班(町内会福祉部等の 構成)が協力し、障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対する安全確保、避 難誘導等に対応するように努めるものとする。

4 組織の活動

85 頁

(1) 平常時の活動

イ 防災訓練の実施

- … 省 略 …
- (工) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者 に対する応急手当の方法等を習得する訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因とな るものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防 災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

- エ 独居老人等の災害時要援護者の状況掌握すること。
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施すること。

第2節 自主防災組織の育成等に関する計画

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団 地域連携の 結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじし強化 め、災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体 制の確立を図るものとする。

2 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所 及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹 底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
- (2) また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を 図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。
- (3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活 動の推進に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本と した組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要で あることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたとこ ろである。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班(町内会福祉部等 の構成)が協力し、災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応す るように努めるものとする。

4 組織の活動

- (1) 平常時の活動
 - イ 防災訓練の実施
 - … 省 略 …
 - (工) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷 者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

(才) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域 の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実 践する、地域住民の立場に立った図上による訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因とな るものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防 本法の改正 災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

- エ 自力で避難することが困難な災害時要援護者の状況を掌握するととも に災害時の支援体制づくりを行うこと。
- オ地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。

訓練内容の

災害対策基 に伴う追記 (要援護者の 支援体制の 強化)

86 頁

(3) 災害時要援護者の援護活動

独居老人、障がい者等を対象とした緊急通報システム導入により火災、急 病等の平常時緊急連絡体制が整備されてはいるが、大規模災害時には、有線 途絶に伴い、当該システムの活用が不可能になると予測されるため、市内多 数の災害時要援護者(独居)の保護、安全確認については、民生委員との連 携による自主防災組織の活動、協力を基本に医療手配等の応急的対応及び避 難誘導援護をするものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃 から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面か ら支援していく仕組みが必要である。

(3) 災害時要援護者の援護活動

災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとと「文言の整理 もに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日 頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行う ものとする。

自主防災組 織の支援強

- (1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職 員等の派遣
- (2) 防災活動に対する助成

第4章

第12節 第**12**節 積雪·寒冷対策計画

88頁 4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、あらかじ め民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結する など、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非 常電源等確保に努めるものとする。

第16節 積雪・寒冷対策計画

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器 | 暖房器具等 具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協 定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、 非常電源等確保に努めるものとする。

の備蓄を追

第4章

(新 設)

第5章(災害応急対策計画)

第30節 広域応援計画 (P194)

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村の応援を要請するものとする。

なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法(以下「基本法」という。)第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。

イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく ものとする。

第7節 相互応援体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を 応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。

1 基本的な考え方

市及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行 <u>えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものと</u> する。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ 災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共 有をするなど、受援体制を整えておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先 の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの 連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第5章第30 節広域応援 計画から移 動し修正(災 害予防計画 へ(1)イの項)

第4章 (新設)

第5章 災害応急対策計画 (P91)

第1節 災害情報通信計画

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

(1) 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それ ぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する 情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 •

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する 計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関 に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 市及び防災関係機関

高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、 災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備 を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第5章第1 第1 を第 第 第 まるとと 容 名 の変更

第5章 第1節 91頁

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報通信計画

<u>災害予防対策及び</u>応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の 収集及び通報等には、この計画の定めるところによる。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

(1) 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それ ぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する 情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するるとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備 を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多 様な手段の整備に努めるものとする。

- 2 情報及び被害状況報告の収集、連絡
- 3 災害等の内容及び通報の時
- 4 被害状況報告
 - … 省 略 …
 - 被害状況等の報告

1 // (D 1 / 1 / 1 / H				
区分	平日 (9:30~ <u>17:45</u>)	休日・夜間(左記以外)		
回線	消防庁応急対策室	消防庁宿直室		
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777		
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)		
消防防災無線	7527	7782		
	7537 (FAX)	7789 (FAX)		
地域衛星通信	TN-048-500- <u>7527</u>	TN-048-500- <u>7782</u>		
ネットワーク	TN-048-500- <u>7537</u> (FAX)	TN-048-500- <u>7789</u> (FAX)		

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは:市町村の内線電話機から 発信する時のアクセス特番(市町村ごとに設定されている。帯広市庁舎の 場合、89-6)

第1節 災害情報収集·伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等 には、この計画の定めるところによる。

「災害情報 収集・伝達計 画」と「災害 通信計画」を 分割し、区分 を明確化

第 1 項は第 4章(災害予 防計画)第8 節に移動

- 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡
- 2 災害等の内容及び通報の時期
- 3 被害状況報告
 - … 省 略 …

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~ <u>18:15</u>)	休日・夜間 (左記以外)	
回線	消防庁応急対策室	消防庁宿直室	
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)	

連絡先の修 正

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分	消防庁応急対策室・情報集約班
回線	(消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	<u>03-5253-7510</u>
	<u>03-5253-7553 (FAX)</u>

削除

第5章 第1節

93 頁

- 5 予報 (注意報を含む。)、警報、情報等の収集伝達計画
- … 省 略 …
- 6 災害情報等の報告収集及び伝達計画
- (2)被害状況等の報告
 - … 省 略 …
 - ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章 第<u>2</u>節「災害広報計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係 機関に発表する。
 - … 省 略 …

別表 2

被害状況判定基準

99 頁

被	害 区 分	判 斯 基 準
	… 省略·	
	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さが10%以上流失した状態をいう。 (2)埋没した粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流失した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は旱魃等をいう。 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農業被		
害	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地 保全施設の被害をいう。
	共同利用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農 家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)草地畜産物等をいう。

4 予報 (注意報を含む。)、警報、情報等の収集伝達計画

… 省 略 …

- 5 災害情報等の報告収集及び伝達計画
- (2)被害状況等の報告
 - … 省 略 …
 - ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章 第<u>3</u>節「災害広報計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係 機関に発表する。
 - … 省 略 …

別表2

被害状况判定基準

被	害 区 分	判 斯 基 準
	… 省 略 ·	
農業被害	農地	 農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、 耕地に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm以下にあっては2cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び 農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、 育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)草地畜産物等をいう。

道地域防災 計画に準拠

		… 省 略	
第5章 第1節	1-	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
100 頁	土	省	L 路 …
	木		7H
	被		
	害		
	一		
		省	L 投
			水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同
		共同利用	利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、
	水	施設	給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	産		
	被	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。
	害		
		漁具 (網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。
		林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	444	γ/ I . L/	mran o V. I. Lhan khan . >
	林	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	業	 林 道	
	*		
	被	 林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	100	7/19=1/0	AND
	害		
			苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)
		その他	等をいう。
		水 道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。
	衛	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	生		
	被	一般廃棄物	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。
	害	処理場	
		火葬場	火葬場をいう
	र्नर ्	商 業	商品、原材料等をいう。
	商工	191 未	
	工被害		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
		工業	上のです。5/10人はより、大田、工事が外田ですで、100
	<u> </u>	<u> </u>	

		… 省 略		
			砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用	
		砂防設備	される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	土		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		… 省 [略···	
	木	_	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。	
	被	下水道	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	害		お市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植	
			裁・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設	
		<u>公</u> 園	秋・いからがたがくだ、郁明公園伝第2米第1頃に規定する郁明公園に放 けられたもの	
			<u>0.0340/2.699</u> (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		… 省 [
			*ロ 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共	
		 共同利用	同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信	
	水	施設	施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。	
	産		(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
	被	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。	
	害	CIPIENCE	(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		漁具 (網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。	
		7/1/2	(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。	
		_	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	林	治山施設	既設の治山施設等をいう。	
			(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	業	林 道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。	
			(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	被	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。	
			(1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額	
	害		<u>を推定積算すること。</u>	
			苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)	
		その他	等をいう。	
			(1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。	
			(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	衛	病院	病院、診療所、助産所等をいう。	
	生		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	被	一般廃棄物	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。	
	害	処理場	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		火葬場	火葬場をいう。	
			(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	مواب	75: Alle	商品、原材料等をいう。	
	商工	商業	(1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額	
	工被害		を推定積算すること。	
	害	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。	
			(1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額	

第	5	章
第	11	節
1	01	頁

公立	文教被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係 はその他の項目で扱う。)。
社会	教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
社会	福祉施設被害	老人福祉施設、身体障 <u>害</u> 者(児)福祉施設、知的障 <u>害</u> 者(児)福祉施設、児 童母子福祉施設、生活保護施設 <u>等</u> をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
そ	空港	<u>空港整備法第2条第1項第3号</u> の規定による空港をいう。
0	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
他	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
TE	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数を
	ブロック塀	いう。 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	ブロック塀 等	関塚しにノロツク妍Xは4妍の固別剱をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

		を推定積算すること。
		幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関
 公立文教被害		係はその他の項目で扱う。)
		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		図書館 八尺館 捕煙館 文化入院原の指記
\frac{\frac{1}{2}}{2}	会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、
		名人倫征施設、身体障 <u>音</u> 有(允)倫征施設、和的障 <u>青</u> 有(允)倫征施設、 児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰
社会	会福祉施設被害	元重以丁価性施設、生活保護施設 <u>、月護老八保健施設、精神障害有性云援所</u> 施設をいう。
		<u>心</u> 哉でくう。 _(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。_
	鉄道不通	(1) 仮音観の鼻山は、復山に安する経質を引工すること。 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	<u></u> 数但旭权	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	 被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能とな
	(漁船除く)	ったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行
		できない程度の被害をいう。
		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。
そ		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	雷話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
他	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数
		をいう。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	等	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

		_	
第5章	7 災害通信計画	(第2節移行)	7「災害通信
第1節			計画」を第2
116 頁	別表 1	別表 1	節に移行
	《本部の通信施設》	《本部の通信施設》	
	7 消防本部	7 消防本部	
			通信回線等
	(1) 一般用電話 26 回線(一般消防業務及び問い合わせ用)	(1) 一般用電話 26 回線(一般消防業務及び問い合わせ用) (2) 1 1 0 平 (2) 1 1 0 平 (3) 1 1 0 平 (4) (5) 1 1 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	の修正
	(2) 119番災害専用受付回線 <u>18</u> 回線 (うち携帯 <u>6</u> 回線)	(2) 119番災害専用受付回線 12回線(うち携帯4回線)	り修正
	(3) 専用電話 14 回線(8 出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電	(3) 専用電話 11回線(6出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電	
	力、帯広ガス、音更消防署、 <u>幕別消防署</u>)	力、帯広ガス、音更消防署)	
	(4)無線電話	(4)無線電話	
	ア 基地局 1局(通信指令室)	ア 基地局 1局(通信指令室)	
	イ 固定局 <u>16</u> 局	イ 固定局 <u>14</u> 局	
	ウ 移動局 78 局(消防本部、各出張所、分団)	ウ 移動局 76局(消防本部、各出張所、分団)	
	(車載型 <u>45</u> 局、携帯型 33 局)	(車載型 <u>43</u> 局、携帯型 33 局)	
	8 帯広空港無線局	8 帯広空港無線局	
	(1) 基地局 1局	(1) 基地局 1局	
	(2)移動局 33 局(車載型 <u>21</u> 局 携帯型 <u>12</u> 局)	(2)移動局 33局(車載型 <u>18</u> 局 携帯型 <u>15</u> 局)	

「通信手段

の確保等」と

「電話及び

電報の優先

利用並びに

通信途絶等

における措

置等」の明確

不要な語句

名称の変更

の削除

第1節 災害情報通信計画 第2節 災害通信計画 第5章 災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次に定めるところによる。 第1節 7 災害通信計画 112 頁 1 通信手段の確保等 市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段 を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生 じた施設の復旧を行う。 また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の 災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信 設備、及び防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとする。 公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動 通信回線の活用により行うものとする。 なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優 なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により 通信連絡を行うものとする。 先的に確保するものとする。 2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等 1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡 を行うものとする。 (1) 電話による通信 (1) 電話による通信 … 省 略 … … 省略… 通話の内容 機関等 通話の内容 機関等 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報 気象機関相互間 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の 気象機関相互間 報告又は警報に関する事項 告又は警報に関する事項であって、緊急を要 するもの 第2節 災害広報計画 第3節 災害広報計画 第5章 第2節 2 災害情報等の収集 2 災害情報等の収集 118頁 災害情報等の収集については、同章第1節「災害情報通信計画」によるほか、 災害情報等の収集については、同章第1節「災害情報収集・伝達計画」に「に伴う修正」 次により収集するものとする。 よるほか、次により収集するものとする。 … 省 略 … … 省 略 … 3 災害情報等の発表の方法(発表責任者 広報第1班長) 3 災害情報等の発表の方法(発表責任者 広報第1班長) … 省 略 … … 省 略 … (2) 住民に対する広報の方法及び内容 (2) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものと ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うもの し、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 とし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。 また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。 また、高齢者、障害者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。 (ア) 新聞、ラジオ (コミュニティFMを含む。)、テレビ、有線放送、ワ 伝達手段の (ア) 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、インターネット、郵便局等の利用 ンセグ放送、インターネット、北海道防災情報システムのメールサー多様化 ービス、郵便局等の利用 第5章 第3節 応急措置実施計画 第4節 応急措置実施計画 第3節

120 頁

第5章

第4節 避難対策計画

第4節 124 頁

3 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うも のとする。

なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達す

(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、勧告、指示又は避難準備情報を行った旨を連絡し、関 係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、電話等 を通じ伝達する。

… 省 略 …

125 頁 | 5 避難の方法

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警 察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を 得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷 病者及び妊婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものと

なお、市長において必要があると認めるときは、車両による集団輸送を行 うものとする。

第5節 避難対策計画

3 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行う ものとする。

なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達 する。

(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、勧告、指示又は避難準備情報を行った旨を連絡し、 関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、イ ンターネット、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報 多様化 システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。

伝達手段の

… 省 略 …

5 避難の方法

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、 警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協 力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼 児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮す るものとする。

また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確 | の安全確保 保に努めるものとする。

避難誘導員 について追

(2) 移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退き することが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。

また、市は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市におい て措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、都市建設部及び避難所所管部の職員、警察官 難場所等の 及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障と なるものの排除を行うものとする。

避難通路、避 確保につい て追記

第5章 第4節 125 頁

6 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避 難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、 管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に配慮して、 被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多 様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害 時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。 さらに、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン 等を作成し、避難の支援に努めるものとする。

7 避難所の運営管理

- (1)市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払 うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニー ズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (2) 道及び市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅 速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所 の早期解消に努めるものとする。
- (3) 市は、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団 体等の協力を得るものとする。
- (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、本部 長がその必要を認めたときは、その期間を延長することができる。
- (5) 施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとす
- (6) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の 収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるも のとする。
- (7)避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、 速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。

7 避難所の開設

(1) 市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避 難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、 管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、 被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多 様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害 時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。

(2) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や 道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設 置・維持することの適否を検討するものとする。

8 避難所の運営管理

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従し合について い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者 の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあた るものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所 における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住 民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、 他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握 及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の 把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよ う努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の 把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要 に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、 洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要 性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に 努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に 努めるものとする。

- (6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニー ズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物 干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、 避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避 難所の運営に努めるものとする。
- (7) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等 にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものと する。

要援護者支 援体制につ いては、第4 章第4節に 記載

避難所の統 追記

避難所の運 営管理内容 の追加

125 頁

- 8 帳簿類の整備
- 9 道(十勝総合振興局)に対する報告
- 10 機関への連絡

- (8) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住 生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃 貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難 所の早期解消に努めることを基本とする。
- 9 帳簿類の整備
- 10 道 (十勝総合振興局) に対する報告
- 11 機関への連絡
- 12 警戒区域の設定
- (1) 設定の基準(基本法第63条)
 - ア 市長は<u>、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において</u>、 災害対策基 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認め るときは、警戒区域を設定することができる。

本法に基づ く追記

- イ 警察官は、市長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にい ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することがで きる。
 - この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知するこ ととする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができ る者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。こ の場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとす る。
- (2) 規制の内容及び実施方法
- ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ず ることとする。
- イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火 のためのパトロールを実施することとする。
- (3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市がその全部又は大部分 の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設 定することとする。

125 頁

13 広域一時滞在

- (1) 道内の市町村への一時的な滞在
 - ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に 被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求 めるものとする。

<u>イ</u> 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ 知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、 報告するものとする。

- ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を 公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事 に報告する。
- 工 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- <u>オ</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災 住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施 すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公 示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、 市長に通知する。

- (2) 道内の市町村民の一時的な滞在
 - ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を 受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合 を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ 決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ち に被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- イ 市長は、協議先市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
 - なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- ウ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の 通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機

災害対策基 本法の改基 及び防災基 本計画の修 正に伴う追

			利力 J
125 頁		関等に通知する。 (3) 広域一時滞在避難者への対応 市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必 要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情 報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。	
第5章 第5節 128頁	第 <u>5</u> 節 救助救出計画 3 救助救出活動 (1)被災地域における救助救出活動 市及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を 要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関 及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。	第 <u>6</u> 節 救助救出計画 3 救助救出活動 (1)被災地域における救助救出活動 市及び北海道警察は、 <u>職員の安全確保を図りつつ、</u> 緊密な連携のもとに 被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効 活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救 出活動を実施する。 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時 間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物 的資源を優先的に配分するものとする。	画の修正に
第5章			
第6節 129頁	第 <u>6</u> 節 災害警備計画	第 <u>7</u> 節 災害警備計画	
第5章 第7節 131頁	第 <u>7</u> 節 交通応急対策計画 3 緊急輸送のための交通規制 (2)緊急通行車両の確認手続	第8節 交通応急対策計画 3 緊急輸送のための交通規制 (2) 緊急通行車両の確認手続 … 省略 … 才 事前届出制度の普及等 道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両 標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対 し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うととも に、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	画の修正に
134 頁	 4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (1)計画内容 ア 対象地域 道内全域 イ 対象道路 既設道路及び概ね平成 17 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。 (2)緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は9,677kmに上っている。 	 4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (1)計画内容 ア 対象地域 道内全域 イ 対象道路 既設道路及び概ね平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。 (2)緊急輸送道路の区分及び道路延長緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710kmに上っている。 	道地域防災計画の修正

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 134 頁 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、 衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 5,672 km〉 自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 6.908 km〉 イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機 関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難 関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避 地等)を連絡する道路 難地等)を連絡する道路 〈道路延長 3,774 km〉 〈道路延長 3,560 km〉 ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 その他の道路〈道路延長 232 km〉 〈道路延長 243 km〉 第5章 第8節 輸送計画 第9節 輸送計画 第8節 135 頁 第9節 食糧供給計画 第10節 食料供給計画 「食糧」は、 第5章 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食糧の確保、並びに供給方法等 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法 穀物に限定 第9節 等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。 されるとの 141頁 に関する食糧供給計画は、次に定めるところによる。 誤解を招く 1 実施責任 1 実施責任 ため「食料」 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災しと表記 害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施するものとする。 害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。 2 食糧の供給 2 食料の供給 (1) 主要食糧 市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を 文言の整理 直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保につい 市長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の 給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について振興局長を て十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。 通じ知事に要請するものとする。 (2) 副食及び調味料 市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市におい て調達が困難な場合、道がこれを調達するものとする。 3 食糧輸送計画 3 食料輸送計画 食糧の輸送は、本章第8節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災 食料の輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災 害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自 害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽 動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとす 自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものと する。 る。 4 応急供給の対象者 4 応急供給の対象者 (1) 避難所に収容された者 (1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者

(4) 旅行者等で、食料を得る手段のない者 旅行者等を (4)災害地において応急作業に従事している者 (5)災害地において応急作業に従事している者 追記 5 応急供給品目 供給品目は、原則として米穀、乾パン等とする。 6 食糧の備蓄及び調達 5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間について 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間につい は、帯広市が備蓄する非常用食糧により供給を行うものとする。 ては、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広 被災者の数が増大し、備蓄食糧による供給では対応できない場合は、帯広市 と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、 市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会 ㈱イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとす 社、株式会社イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を一文言の整理 行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、 また、罹災者等に対して炊き出し等に必要な応急用食糧等を確保できないと きは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づき協定締結、及 北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、 び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きに ついては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡 要領」(昭和61年2月10日付61食糧第120号(需給、経理)食糧庁長 官通達) によるものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。 対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。 142頁 7 米飯の炊き出し 6 米飯の炊き出し 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1日 24,000 食 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1回 24.000 食 訂正 8 給食の実施 7 給食の実施 (1)被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (1)被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (2)給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付 (2)給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配 付する。 (3)食糧の配付については、町内会、防災組織の協力により、公平かつ円滑に (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円 実施する。 滑に実施する。 9 費用の限度及び期間 8 費用の限度及び期間 10 炊き出し給与状況の記録 9 炊き出し給与状況の記録 第5章 第10節 第10節 給水計画 第11節 給水計画 144 頁 第5章 第11節 第11節 上下水道施設対策計画 第12節 上下水道施設対策計画 148 頁

第5章 第12節 153頁	第 <u>12</u> 節 衣料·生活必需物資供給	計画		第 <u>13</u> 節 衣料·生活必需物資供給計画	
第5章 第13節 155頁	第 <u>13</u> 節 電力施設災害応急計画			第 <u>15</u> 節 電力施設災害応急計画	
第5章 第14節 157頁	2 供給停止等の措置 ガ ス 供 給 状 況			第 <u>16</u> 節 ガス施設災害応急計画 2 供給停止等の措置 ガ ス 供 給 状 況	
	*都市ガス地区 根室本線北側地区 根室本線南側ウツベツ川西地区 根室本線南側ウツベツ川東地区 来都市ガス計 *LPガス集中供給地区 大空・空港南町・畜大地区 西14号団地 雇用促進事業団 *LPガス集中供給地区計		供給世帯 <u>7, 158</u> <u>10, 553</u> <u>8, 626</u> <u>26, 337</u> <u>2, 738</u> <u>426</u> <u>3, 164</u>	(供給ブロック) 大ブロック 中ブロック 供給世帯 *都市ガス地区 6地区 7,228 根室本線南側ウツベツ川西地区 7地区 11,506 根室本線南側ウツベツ川東地区 8地区 9,847 *都市ガス計 21地区 28,581 ※ 平成25年10月31日現在 **LPガス集中供給地区 1地区 1,842 **LPガス集中供給地区計 1地区 1,842 ※ 平成25年10月31日現在	時点修正
第5章 第15節 159頁	第 <u>15</u> 節 通信施設災害対策計画			第 <u>17</u> 節 通信施設災害対策計画	
第5章 第16節 161頁	第 <u>16</u> 節 医療救護計画 2 医療救護対策 (2)市長は、負傷者等が多数でたる び北海道等と連携のもと、応急 所を設置し、医師、看護師の派法 る。さらに災害急性期には、北 出動の協力の要請をするものと	救護所を開設し、ま 豊を要請、負傷者等 海道に対し災害派済	ミたは、状況により仮救語 こだ対する応急措置にあれ	度 及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮 救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置	に伴う修
第5章 第17節 163頁	第 <u>17</u> 節 防疫計画			第 <u>19</u> 節 防疫計画	

資料3-1 第18節 廃棄物処理等計画 第20節 廃棄物処理等計画 第5章 6 死亡獣畜の処理方法 6 死亡獣畜の処理方法 第18節 (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。 (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。 165 頁 (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市 (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、 死亡獣畜の 長が実施するものとする。 市長が実施するものとする。 (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得る死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場にお (3) 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。 処理方法の いて、集中焼却し、又は埋却するものとする。 取扱いの整 (4)移動し難いものについては、その場で他に影響がない限りにおいて埋却す (4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合、十勝総合振 理(道地域防 興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。 ることとする。 災計画に準 (5) 埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却す る場合は1メートル以上の覆土をするものとする。 7 清掃等施設状況 7 清掃等施設状況 (1) ごみ処理・ごみ埋立 (1) ごみ処理・ごみ埋立 (十勝環境複合事務組合) (十勝環境複合事務組合) 処分場の修 名 称 所 在 地 処理区分 処理方法 処理能力 電話番号 名 称 所 在 地 処理区分 処理方法 処理能力 雷話番号 可燃物 可燃物 焼却 330t/D 焼却 330t/D くりりんセンター 带広市西24条北4丁目 不燃物 37 - 3550 くりりんセンター 带広市西24条北4丁目 不燃物 37 - 3550 破砕 110t/5h 破砕 110t/5h 大型ごみ 大型ごみ 一般廃棄物最終処分 焼却灰 一般廃棄物最終処分 焼却灰 音更町字万年西1線22-13 埋立 223,000 m² 池田町字美加登 279 番 10 埋立 311.200 m² 破砕物 破砕物 8 清掃車両保有状況 8 清掃車両保有状況 台数の修正 ごみ集車 その他車両 し尿収集車 摘 要 ごみ収集車 その他車両 し尿収集車 摘 要 営 7台 直営 直 18台 <u>11</u>台 <u>2</u>台 ごみ委託4社、資源委託2社 ごみ委託 5社、資源委託 3社 委託業者 16台 6台 7台 委託業者 13台 9台 5台 し尿委託2社 し尿委託2社 事業系ごみ収集運搬業者30社 許可業者 88台 576 台 18台 委託業者含む。 12台 許可業者 67 台 152 台 (委託業者含む。) 第5章 第19節 第19節 飼養動物対策計画 第21節 飼養動物対策計画

第22節 文教対策計画

167 頁 第 5 章

168 頁

第20節 第20節 文教対策計画

第5章	第21節 住宅対策計画	第23節 住宅対策計画	
第21節	2 実施の方法	2 実施の方法	
171 頁	(2) 応急仮設住宅	(2) 応急仮設住宅	
	… 省 略 …	… 省略…	
	オー規模及び構造、存続期間	オー規模及び構造、存続期間	
	(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 m²を基準とする。	(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 m²を基準とする。	
	(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若	(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2~6連戸以下の連続 道地域関	5 災
	しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおり	建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」の 計画に準	
	とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は	とおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸	
	木造住宅により実施する。	建て又は木造住宅により実施する。	
	… 省略…	… 省略…	
		<u>カ</u> 運営管理	
		- <u>2</u> <u>建善量生</u> - 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引 仮設住宅	2 7
		きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形ミュニテ	, i
		成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする ー環境へ	- ()
		生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。	
		また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮す	
	a. W. and the	<u>るものとする。</u>	
	<u>力</u> 着工時期	<u>キ</u> 着工時期	
	救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しな	救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなけ	
	ければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の	ればならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に	
	場合に準ずるものとする。	準ずるものとする。	
第5章			
第22節	第 <u>22</u> 節 被災宅地安全対策計画	第 <u>24</u> 節 被災宅地安全対策計画	
174 頁			
第5章			
第23節	第 <u>23</u> 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	第 <u>25</u> 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	
175 頁			
	第 <u>24</u> 節 障害物除去計画	第 <u>26</u> 節 障害物除去計画	
第24節			
178 頁	4 障害物の集積場所等	4 障害物の集積場所等	
	(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラ	(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラ	
	ウンド等を利用し、集積するものとする。	ウンド等を利用し、集積するものとする。	一画
		(2) 北海道財務局、道及び市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用 の修正等	Fを
		に配慮するものとする。 踏まえた	_追
	(2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から	(3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日か 記	
	 14 日間その旨を公示するものとする。	 ら 14 日間その旨を公示するものとする。	
	5 放置車両の除去	5 放置車両の除去	
	放置車両の除去については、本章第7節「交通応急対策計画」の定めるとこ	放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めると	
	ろによる。	ころによる。	
	シート つっ		

			1 1 1
第5章 第25節	第 <u>25</u> 節 応急土木対策計画	第 <u>27</u> 節 応急土木対策計画	
179 頁			
	第26節 応急飼料計画	第 <u>28</u> 節 応急飼料計画	
181 頁 第 5 章			
	第27節 労務供給計画	第28節 労務供給計画	
182 頁			
第5章			
	第28節 消防防災へリコプター活用計画	第 <u>30</u> 節 消防防災へリコプター活用計画	
184 頁 第 5 章			
	第29節 自衛隊派遣要請計画	 第31節 自衛隊派遣要請計画	
192 頁			
第5章	第 <u>30</u> 節 広域応援計画	第 <u>32</u> 節 広域応援計画	
第30節	2 実施内容	2 実施内容	道及び市町
194 頁	(1) 市の措置	(1)他の市町村長に対する応援要請	村に対する
	ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急 対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村	ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急 対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道及び市	
	相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村の応援を要請する	対象を実施できない場合で認めるとさな、「炎音時における北海道 <u>及び</u> 川町村相互の応援に関する協定」に基づき、他の市町村の応援を要請するも	記述の発達
	ものとする。	のとする。	
	なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法(以	なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法(以	
	下「基本法」という。)第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市		
	町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。	市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。	
	イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上 ※悪な際料の充地な行為には、他の大阪社祭の広野の乗り付割を加えた。		
	<u>必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立して</u> おくものとする。		イは、第4章
	- <u>おくものとする。</u> - :: 省 略 :::	… 省略…	第 7 節相互
	ウルで接の種類		応援体制整
	… 省略…	… 省略…	備計画(新設)
196 頁	<u>エ</u> 「道東六市防災協定」に基づく要請	<u>ウ</u> 「道東六市防災協定」に基づく要請	に移動
	… 省略…	…省略…	
		(2) 知事に対する応援要請等	公中上於廿
		ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知 事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。	火害対東基 本法の改正
		イ 市長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援	
		を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について	
		求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとす	
		<u> </u>	
	_(2)_消防機関	<u>(3)</u> 消防機関	

第5章 第31節 197頁	第 <u>31</u> 節 職員応援派遣計画	第 <u>33</u> 節 職員応援派遣計画	
第5章 第32節 199頁	第 <u>32</u> 節 防災ボランティアとの連携計画	第 <u>34</u> 節 防災ボランティアとの連携計画	
第5章	第33節 災害応急金融計画	第35節 災害応急金融計画	
第33節	l 	災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の大	
201 貝	は、 <u>次</u> に定めるところによる。	要は、 <u>北海道地域防災計画の災害応急金融計画</u> に定めるところによる。	大要は道地
			域防災計画
	※ 表 省略	<u>1 生活福祉資金</u>	によるとこ
		2 母子・寡婦福祉資金	ろから表の
		3 災害援護資金貸付金	削除
		4 災害復興住宅資金	
		5 農林漁業セーフティネット資金	
		6 天災融資法による融資	
		7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	
		8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)	
		9 造林資金 10 kt t	
		10 樹苗養成施設資金	
		11 林道資金	
		12 主務大臣指定施設資金	
		13 共同利用施設資金	
		14 備荒資金直接融資資金	
		15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」	
		17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援	
		※ 表 削除	
第5章			
第34節	第 <u>34</u> 節 災害救助法の適用計画	第 <u>36</u> 節 災害救助法の適用計画	
214 頁			

			<u> </u>
第5章	(新設)	第14節 石油類燃料供給計画 災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料(LPG を含む)の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。	保について
		1 実施責任者 市長(総務部総務班:総務部) 市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な 施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努め るものとする。	追記
		2 石油類燃料の確保 (1) 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」 を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。 (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとす	
		<u>る。</u> (3)	
第5章	(新設)	第37節 罹災証明書の発行 罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他 の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度につい て、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明書の発行は、次 に定めるところによる。	
		<u>1</u> <u>実施責任者</u> <u>罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火</u> <u>災による罹災証明は、帯広市消防長が行う。</u>	
		2 <u>罹災証明の対象</u> 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。	
		3 <u>罹災証明書の発行</u> <u>災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものと</u> <u>する。</u>	
		4 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日府 政防第 518 号)」に基づき行う。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。	
		5 <u>罹災台帳の作成</u> 被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を 登録するものとする。	

第7章 事故災害対策計画

第7章 第1節 210 頁

第1節 航空災害対策計画

219頁 5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章<u>第5節</u>「救助救出計画」 の定めによる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章<u>第16節</u>「医療救護計画」に定めるほか、帯広市又は帯広市医師会並びに十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。

7 消防活動

消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、 化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

帯広市等関係機関は、第5章<u>第23節</u>「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章<u>第6節</u>「災害警備計画」及び同<u>第7節</u>「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章<u>第17節</u>「防疫計画」及び同<u>第18節</u>「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章<u>第29節</u>「自衛 隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章<u>第30節</u>「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

6 広報

罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速や かにその内容を広報するものとする。

第7章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章<u>第6節</u>「救助救出計画」の定めによる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章<u>第18節</u>「医療救護計画」に定めるほか、帯広市又は<u>一般社団法人</u>帯広市医師会並びに<u>一般社団法人</u> 人十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」 に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。

7 消防活動

消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

帯広市等関係機関は、第5章<u>第25節</u>「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章 第7節「災害警備計画」及び同<u>第8節</u>「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章<u>第19節</u>「防疫計画」及び同第20節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章<u>第31節</u>「自衛 隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章<u>第32節</u>「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

節番号の修 正 新公益法人

制度に伴う、 一般社団法 人又は公益 社団法人へ の以降を 映 第7章 第2節

第2節 鉄道災害対策計画

225 頁 5 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」 の定めによる。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計 画」の定めによる。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋 葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するもの とする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第 6節「災害警備計画」及び同第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な 交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自衛 隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急 対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めると ころにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要 請するものとする。

第7章 第3節

第3節 道路災害対策計画

229 頁 4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱 の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災 害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する ものとする。

… 省 略 …

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の 救助救出活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

第2節 鉄道災害対策計画

5 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計」節番号の修 画」の定めによる。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計 画」の定めによる。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋 葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する ものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章 第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必 要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛 隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応 急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定める ところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援 を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混り番号の修 乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行して う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実 施するものとする。

… 省 略 …

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後 の救助救出活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより実施する。

231 頁 7 医療救護活動

道路災害時における医寮救護活動については、第5章第 16 節「医療救護計 画」の定めによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動 に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協 力するものとする。

8 消防活動

消防活動は、第4章第7節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、 道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防 活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

9 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市及び関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理 埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するも のとする。

10 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」 の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 帯広警察署

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」の 定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

… 省 略 …

12 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、 第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事(十勝総合振興 局)へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

13 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対 策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところに より、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計」節番号の修 画」の定めによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動 正 に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力 するものとする。

8 消防活動

消防活動は、第4章第10節の「消防計画」の定めるところによるもののほ か、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、 消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

9 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市及び関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理 埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する ものとする。

10 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第8節「交通応急対策計 画」の定めによるほか、次により、実施するものとする。

(1) 帯広警察署

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」 の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

… 省 略 …

12 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、 第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事(十勝総合振興 局)へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

13 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急 対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところ により、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第7章 第4節

第4節 危険物等災害対策計画

232 頁 4 災害応急対策

2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混 乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5 章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。 … 省 略 …

7 消防活動

消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第7節「消防計画」の定め るところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとす

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する ものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」 の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を 考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被 災者の救助救出を実施するものとする。

10 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び第5章第23節「行 方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者 の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものと する。

11 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第 6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必 要な交通規制を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29節「自 衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

第4節 危険物等災害対策計画

4 災害応急対策

2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより「節番号の修 混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、 第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するもの とする。

… 省 略 …

7 消防活動

消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第10節「消防計画」の定 めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するもの

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定す るものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計 画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特 殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、 被災者の救助救出を実施するものとする。

10 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び第5章第25節「行 方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災 者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するも のとする。

11 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章 第7節「災害警備計画」及び第5章第8節「交通応急対策計画」の定めによ り必要な交通規制を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自 衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

13 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急 対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めると ころにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要 請するものとする。

13 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応 急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定める ところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援 を要請するものとする。

第7章 第5節

第5節 大規模な火事災害対策計画

235 頁 | 6 消防活動

消防本部は、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を 行うものとする。

7 避難措置

市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」 の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被 災者の救助救出を実施するものとする。

9 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び同第23節「行方不 明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医 療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第 6節「災害警備計画」及び同第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な 交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第29 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急 対策を実施できない場合は、市は、第5章第30節「広域応援計画」の定める ところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を 要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

6 消防活動

消防本部は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動 節番号の修 を行うものとする。

7 避難措置

市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」 の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、 被災者の救助救出を実施するものとする。

9 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び同第25節「行方 不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者 の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するもの とする。

10 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章 第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必 要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応 急対策を実施できない場合は、市は、第5章第32節「広域応援計画」の定め るところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応 援を要請するものとする。

第7章 第6節 238 頁 第9章 245 頁

第6節 林野火災対策計画

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱 の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章 第2節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

… 省 略 …

9 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急 対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めると ころにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要 請するものとする。

第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民 に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところ 民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めると による。

1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施 設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、 又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

第6節 林野火災対策計画

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混 乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第一節番号の修 5章第3節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものと 正 する。

… 省 略 …

9 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応 急対策を実施できない場合は、市は第5章第32節「広域応援計画」の定める ところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援 を要請するものとする。

第4章 予 防 計 画

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住 ころによる。

訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な 施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実 施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護 者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施す るよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の 改善について検討するものとする。

計画第3節 に移行 防災基本計

第9章防災

訓練計画を

第4章予防

画の修正に 伴う追記(多 様な主体に よる共同防 災訓練の実 施、実践的な 訓練の実施 と事後評価)

第10章

247 頁

第10章 防災思想普及 啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する<u>災害予防応急対策等防災知識の普及</u>は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施<u>に</u>努めるものとする。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(第4章 予 防 計 画)

<u>第1節</u>防災思想・知識の普及・啓発<u>及び防災教育の推進に関する</u>計画

防災関係職員及び一般住民に対する<u>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教</u>育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災<u>思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚</u>を図り、<u>地域における</u>防災活動の的確かつ円滑な実施<u>が推進</u>されるよう努めるものとする。
- (2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育 を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の 合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった 大災害の教訓を発信するものとする。

また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの 育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、 複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の 普及・啓発に努める。
- <u>イ</u> 高齢者、<u>障害者</u>、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第10章防 災思想普 及 · 啓発計画 を第4章予 防計画第1 節に移行 災害対策基 本法の改正 や防災基本 計画の修正 を踏まえ、防 災教育の観 点から内容 を拡充する とともに、予 防計画の第 1番目の計 画として位 置づける。

> 防災基本計 画の修正に 伴う追記

防災基本計

画の修正に

伴う追記

247 頁

第10章 2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備の活用
- (3)新聞、広報誌(紙)等の活用
- (4)映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、講演会等の開催
- (8) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 帯広市地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 防災の心得
 - イ 火災予防の心得
 - ウ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - エ 農作物の災害予防事前措置
 - オその他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 気象予報の種別と対策
 - (イ) 避難時の心得
 - (ウ)被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イーその他
- (5) その他必要な事項

4 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発

(1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向 上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極 的に推進するものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う ものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備、インターネットの活用
- (3)新聞、広報誌(紙)等の活用
- (4)映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7)研修、講習会、講演会等の開催
- (8) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 帯広市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 防災の心得
 - イ 火災予防の心得
 - ウ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - エ 農作物の災害予防事前措置
 - オその他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
 - (イ) 気象予報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ)被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア被災農作物に対する応急措置
 - イーその他
- (6) その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

| (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の 向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を 積極的に推進するものとする。

(2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のた 画の修正等 めの指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画 やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

防災教育等 の基礎とな る「災害に対 する一般的

知識」を追加

防災基本計 画の修正に 伴う追記

防災基本計 に伴う追記

(2) 児童生律等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。 (3) 防災教育は、学校等の値別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。 (4) 社会教育においては、PTA、成人学後、青年団体、婦人団体等の会合会 各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。 (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。 (4) 社会教育においては、PTA、成人学後、青年団体、婦人団体等の会合会 各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。 第10 素 2			J	(村3 — 1
248頁 事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、 事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月 山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア 間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボラン 間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボラン ティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うもの		関する研修機会の充実等に努めるものとする。 (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。 (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普	に関する研修機会の充実等に努めるものとする。 (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。 (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識	
山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア 間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボラン 週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うものとする。 ティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うもの				
	248 頁	山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア	間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボラン ティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うもの	